

資料 1 国の基準との対比表

項目	国の基準（条例関係規定のみ抜粋）	条例（素案）	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号） （建築審査会） 第78条 この法律に規定する同意及び第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。 （条例への委任） 第83条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。	—	—
	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） （委員の任期の基準） 第10条の15の7 法第83条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。	—	—
建築審査会の委員の任期	1 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。	国の基準どおり	国の基準を参酌して検討した結果、建築審査会の委員の任期については、委員の適格性を確認する期間として現状において支障がないことから国の基準どおりとする。
	2 委員は、再任されることができること。	国の基準どおり	
	3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。	国の基準どおり	

